

令和3年5月12日

保護者の皆様へ

常滑市教育委員会

## 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は常滑市の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、感染力が強いとされる変異株の感染者の割合が増加しており、愛知県に3度目となる緊急事態宣言が発出され、本日12日から愛知県緊急事態措置の実施期間に入りました。

そこで、今後の学校教育活動や、児童・生徒、教職員の中に感染者が確認された場合における学校の対応について、下記のようにあらためてまとめましたのでお知らせします。

状況によっては、皆様に急な対応をお願いすることも想定されます。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

### 記

#### 【学校教育活動について】

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底したうえで、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障していきます。

ただし、緊急事態宣言下においては、以下のような学習活動を控えることにします。

- 家庭科における調理実習や、音楽科における合唱・鍵盤ハーモニカ・リコーダー、保健体育科（体育科）における密集したり接触したりする運動など、感染リスクが高いと考えられる学習活動
- 社会見学や校外学習などで、新たな場所への出入りや多くの人の接触により、感染リスクが高いと考えられる学習活動

#### 【感染者が確認された場合における学校の対応について】

愛知県教育委員会からの新たな通知等を踏まえて、市教育委員会・学校・保健所の判断により、対応を進めます。

校内に感染者が確認されても、濃厚接触者を特定でき、校内の必要箇所の消毒が完了していれば、臨時休業を行いません。また、臨時休業が必要な場合でも、必要最低限の範囲での休業にとどめるように努めます。

なお、感染者が確認されたときには、緊急配信メールによる迅速な情報提供を行いますが、検査結果が判明した時刻等によっては、登校日前日の夜や登校日当日の早朝などにメールを配信することがありますので、ご留意ください。

常滑市では、感染拡大防止の観点から、児童生徒、同居の家族（保護者・兄弟姉妹など）が感染者や濃厚接触者となった場合だけでなく、感染者や濃厚接触者になる疑いが生じた場合にも、登校を控えていただくようお願いしております。必ず学校へ連絡し、相談してください。

学校内における感染拡大防止のために、ご協力を願います。

#### 【問い合わせ】

常滑市教育委員会 学校教育課

電話 0569-47-6129（直通）

電子メール gakkokyo@city.tokoname.lg.jp